

サービスを購入する際のグリーン調達の基準について

1 趣 旨

神奈川県グリーン購入基本方針（平成13年1月16日制定）では、県の事業者・消費者としての経済活動は大きく、環境に与える影響も大きいことから県が物品やサービスを購入する際には、①購入する物品・サービスそのものの環境配慮（グリーン調達）、②購入に伴って生じる環境影響への配慮（グリーン配送等）、③購入する企業自らの環境配慮（グリーン入札）の3つを考慮して優先し、県の活動が環境に与える負荷の低減に率先して努めることとなっている。

基本方針における「グリーン購入の原則」を考慮し、サービスの購入について次のような基準を定め、契約をする際の基準とする。

2 契約の業務の種別及び環境配慮の内容

種 別	環 境 配 慮 の 内 容
清 掃	<ul style="list-style-type: none">① 清掃時に石けんなど、分解性が高く環境への負荷の少ない洗剤等を使用すること。また、可能な限り指定化学物質を含まないものを使用すること^{注1}。② 洗剤等については、適正使用及び減量使用を図ること。③ 清掃場所ごとにおける使用洗剤等の品名、使用量を報告すること。④ 洗面所で使用する手洗い洗剤については、石けんを使用すること。⑤ トイレトペーパーについては、古紙配合率100%、シングル巻き及び芯無しを遵守すること。⑥ 清掃時に使用する電気、水道については、極力効率よく使用すること。⑦ 上記のほか、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（環境省作成）」の「判断の基準」に準ずること。
食 堂	<ul style="list-style-type: none">① 食器等の洗浄時に、石けんなど、分解性が高く環境への負荷の少ない洗剤等を使用すること。また、可能な限り指定化学物質を含まないものを使用すること^{注1}。② 洗剤等については、適正使用及び減量使用を図ること。③ 使用洗剤等の品名、使用量を報告すること。④ 食材の搬入等に回収可能な容器を使用するなど、廃棄物削減に配慮すること。⑤ 廃棄物の量を報告すること。生ゴミとそれ以外のゴミについて分けて報告すること。⑥ 食材については、神奈川県産の農林水産物を可能な限り使用すること。⑦ 上記のほか、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（環境省作成）」の「判断の基準」に準ずること^{注2}。
会議運営	<ul style="list-style-type: none">① 会議においてペットボトルを提供する場合は、ペットボトル本体、ラベル、キャップの3分別による回収を徹底すること。② 上記のほか、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（環境省作成）」の「判断の基準」に準ずること^{注2}。

飲料自動販売機設置	<p>① 「缶・ビン」、「ペットボトル本体及びラベル」、「キャップ」用の3種類の分別が可能な回収箱を設置すること。</p> <p>② 上記のほか、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（環境省作成）」の「判断の基準」に準ずること。</p>
-----------	--

注1) 指定化学物質とは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号）の対象となる物質をいう。

なお、指定化学物質については、環境省のホームページにより、指定化学物質情報等を参照のこと。

注2) 国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（環境省作成）では、ワンウェイのプラスチック製の容器等に、飲料用のペットボトルを含めているが、本基準では、ワンウェイのプラスチック製の容器等にペットボトルを含めないものとする。

3 方法

- ・契約の際に仕様書等に記載する。

4 施行年月日

- ・平成13年12月18日より施行する。（ただし、平成14年4月1日契約分より適用する。）
- ・食堂については、平成15年2月12日より施行する。（ただし、平成15年4月1日契約分より適用し、契約更新等契約内容変更が難しい場合は、平成15年度以降順次適用する。）
- ・平成16年7月7日より施行する。（ただし、すでに契約等をしており、契約内容の変更が難しい場合は、平成17年度以降適用する。）
- ・平成16年8月9日より施行する。（ただし、すでに契約等をしており、契約内容の変更が難しい場合は、平成17年度以降適用する。）
- ・庁舎管理に伴う設備運転・保守管理については、平成17年1月20日より施行する。（ただし、平成17年4月1日契約分より適用する。）
- ・平成19年9月27日より施行する。（ただし、平成20年4月1日契約分より適用する。）
- ・平成28年4月1日より施行する。（ただし、すでに契約等をしており、改正後の基準に基づく契約内容への変更が困難である場合は、この限りでない。）
- ・令和元年10月9日より施行する。（ただし、すでに契約等をしており、改正後の基準に基づく契約内容への変更が困難である場合は、この限りでない。）